

（支援費制度の利用の流れ）

1. 制度の利用に関する相談

サービスの利用について支援費の支給を希望する人は、必要に応じて町の窓口等で、情報の提供を受けたり、サービス利用の相談をすることができます。

2. 支給申請

必要なサービスを選択し、町へ支給の申請を行います。
（※18歳未満の障害児の場合は、申請は保護者がします）

（申請に必要なもの）・申請書・所得を証明する書類（課税証明書・源泉徴収票等）
・医師の診断書（町が必要と認めた場合）

3. 支給決定

町は、利用者から聞き取り調査を行い、支給決定にあたって必要な事項について勘案します。
勘案の結果、支給が適切と認めるときは、支援の種類ごとに支給決定をし、決定された内容が記載された受給者証が交付されます。

4. 事業者・施設と契約

支給が決定したら、利用者は選択した事業者・施設との間で、サービス利用に関する契約を結びます。

5. サービスの利用

利用者は、事業者・施設に受給者証を提示してサービスを利用します。また、事業者はサービスを提供した場合に記録票に記入するなどして、サービスの利用状況や支給量の残量が、利用者とな事業者がともに把握できるようにします。

（サービスを利用したときの費用）

- ・利用者または扶養義務者は、サービス利用に要する費用のうち、負担能力に応じて定められた利用者負担額を事業者に支払います。
- ・町は、サービス利用に要する費用のうち利用者負担額を除いた分を、支援費として事業者へ支払います。（事業者の代理受領となります。）

※10月より支援費の申請受付がスタートします。

平成14年10月1日より支援費の申請受付がスタートします。

平成15年4月より支援費サービスを利用したいという方は、平成15年3月までに福祉課窓口にて申請して下さい。

（支援費制度説明会のお知らせ）

日時：平成14年9月11日（水）午後6時～

場所：西原町社会福祉センター（1階 研修室） ※中央公民館隣

※障害を持つ方・またその家族の皆様、ご出席下さい。

※詳しい点については、下記までお問い合わせ下さい。
西原町福祉課社会福祉係 TEL. 945-5311（内122）



障害をもつ皆様そして家族の皆様へ

平成15年4月から支援費制度がはじまります。

障害のある人も障害のない人も、ともにいきいきと暮らすことのできる社会を目指した「ノーマライゼーション」の考え方に基づいて、障害者福祉において障害者が自立・社会参加できるよう積極的に取り組むことが求められています。
こうした流れの中で、福祉サービスの利用に関して、これまでのように行政がサービスの利用者を特定し、サービスを決定する「措置制度」から、利用者本位の考え方に立つ新しい仕組み「支援費制度」に移行することとなりました。



（支援費制度のしくみ）



（支援費制度で利用できるサービス）

○ 居宅サービス（居宅生活支援）

身体障害者	知的障害者	障害児
身体障害者居宅介護 （ホームヘルプサービス）	知的障害者居宅介護 （ホームヘルプサービス）	児童居宅介護 （ホームヘルプサービス）
身体障害者デイサービス	知的障害者デイサービス	児童デイサービス
身体障害者ショートステイ	知的障害者ショートステイ	児童短期入所
	知的障害者地域生活援助 （クルーフホーム）	

○ 施設サービス（施設訓練等支援）

身体障害者	知的障害者
身体障害者更生施設	知的障害者更生施設
身体障害者療護施設	知的障害者授産施設
身体障害者授産施設	知的障害者通動療
	心身障害者福祉協会が設置する福祉施設

※これまであった他のサービス（補装具給付・手話車士派遣事業・身障者移動支援事業等）は、支援費制度には移行せず今までどりの利用の仕方です。

（現在施設に入所している人の支給申請は）

制度施行前に施設に入所している人は申請をしなくても、平成15年4月から1年間は支給決定を受けたものとみなされ、支援費が支給されます。